

山口県土地利用基本計画書（素案）に対する意見の内容と県の考え方

【全体に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	土地の利用については、その目的や関係する人が様々であり、そこから生じる課題には複雑で、解決が難しいものが多いと思う。計画には、いろいろな課題についての対策が記載されているが、本当に実現していくことはできるのか。	本計画は、県土の利用に係る行政上の指針として、県土利用の基本方向を示しており、その内容については、土地利用に関する個別の計画や施策の推進を通じて具体化していくこととなります。
2	概要に見られる図記・表記は本文中にも明示すべきと感じる。	御意見を踏まえ、参考資料に計画体系の図表を追加しました。
3	「計画進行の主体」が明示されていないと感じる。県行政の基本計画書（素案）として明示必須と考える。もし「実際の行政処理は各担当部署」というのであれば、関係部署を列記しておくべきと感じる。	「2 必要な措置の概要」において、計画の推進に向けた各種取組について、国、県、市町その他多様な主体の参画と適切な役割分担に基づき実施する旨を記載しております。
4	「計画の期間」が明示されていないと感じる。県行政の基本計画書（素案）として明示必須と考える。	本計画は、国土利用計画法第9条に基づき策定するものですが、法制度上、計画期間の定めを要しないものであり、原案どおりとさせていただきます。 なお、本計画は、国が定める「国土利用基本計画（全国計画）」を基本とすることから、本県計画についても、全国計画の改定に合わせて適切に見直しを行ってまいります。
5	「計画の進捗確認の頻度・方法」が明示されていないと感じる。県行政の基本計画書（素案）として明示必須と考える。	計画の着実な推進に向け、各種指標等の活用による現状把握を行うこととしております。
6	「計画の変更修正の頻度・方法」が明示されていないと感じる。県行政の基本計画書（素案）として明示必須と考える。	本計画は、国土利用計画法第9条に規定に基づき、国の「国土利用計画（全国計画）」を基本として策定しております。本県計画の見直しについては、今後も全国計画の改定に合わせて適切に行ってまいります。
7	「関係する国・県の各種計画・方針等」の明示が不足していると感じる。 例（あくまで例） 農地利用：「山口県農業振興地域整備基本方針」 森林利用：「鳥獣保護管理事業計画」 県土利用のための交通網整備：「山口県の道路整備計画「やまぐち未来開拓ロードプラン」」 等々 関係各種計画・方針を列記するなり、関係性を図示するなり等、県行政の基本計画書（素案）として明示必須と考える。	本計画に関係する諸計画については、本文中、「はじめに」に記載しているとおりです。 土地利用に関する主な計画等については、参考資料に追加しました。
8	可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けたら幸いである。	御意見を踏まえ、元号と西暦を併記しました。

9	<p>巻末資料「用語解説」は有り難いが、本文で巻末に説明のある用語が分からないのでは用語集も活用し難いと感じる。用語集掲載語句に印（右上※なり下線なり）をつけた上で目次に「印付語句は巻末「用語集」に説明あり」等の付記掲載すれば用語集がなお活用されると感じる。又、掲載語句の再検討もあわせて実施頂けましたなら幸いである。</p>	<p>「用語解説」は、必要に応じて利用されるものであることから、本文中の用語への下線等の印付けは行わず、原案のままとさせていただきます。</p>
10	<p>当計画書（素案）、具体的数値目標等は明示されていない。おそらく個々の具体的な土地利用の計画作成の際に具体的目標等設定されると認識している。</p> <p>当計画書（素案）に関係する行政施策作成の際も、県民・住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いします。</p>	<p>諸計画の立案に当たっては、パブリック・コメントの実施や、市町、関係機関・団体等への意見聴取等を適切に行ってまいります。</p>
11	<p>自分の住む市では、街中や郊外の田んぼや畑がどんどん宅地になってきている。その一方で、空き店舗や人が住んでいない家などが目立つ地域もある。</p> <p>この計画では、土地利用の効率化などが書かれているが、まちの活気を取り戻す観点からも、計画的な土地利用を進めていただくことを期待している。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、計画的な土地利用が図られるよう、諸施策の推進及び個別規制法の適切な運用に努めてまいります。</p>
12	<p>近年の大雨や地震の頻発により、多くの方が自然災害への不安を持たれていると思う。計画には土地利用の面からの安全・安心の確保という視点で様々な方針が記載されている。また、計画の中で、山口県は森林の割合が大きいこととの記載があったが、森林の整備を行うことにより土砂災害等の自然災害を未然に防ぐことができると考える。山の中へ入っていくことは、地域の住民だけでは難しいため、行政による対応が必要と考える。都市防災だけではなく、市街地以外で起きる災害についても考えてもらえたらと思う。</p>	<p>災害に強くしなやかな県土を構築するためには、農地の保全管理や森林その他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、それぞれの地域特性に応じた取組が重要と考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
13	<p>私たちがこれからも安心して住み慣れた場所で暮らすことができるよう、この方針に沿って、しっかり取り組んで貰いたいと思う。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、諸施策の推進に努めてまいります。</p>

【1 県土の利用に関する基本構想 に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>(P2) (1) 県土利用の現状</p> <p>「瀬戸内海国立公園、秋吉台国立公園、北長門海岸国立公園、西中国山地国立公園等に代表される、豊かで美しい自然環境に恵まれている。」「海岸線の延長は約 1,500 km と全国 6 番目の長さ」</p> <p>「人の居住する離島が 21 に及び全国 5 番目の多</p>	<p>全国平均については、本文に追記しました。</p> <p>本計画においては、県土利用の特徴を簡潔にお示しする趣旨から、他県等のデータまでは記載しておりませんが、海岸線の延長については国土交通省「海岸統計」、有人離島数については国土交通省「離島振興対策実施地域一覧」、県土面積に</p>

	<p>さ」「平成 27 年(2015 年)における県土面積は約 6,112 km²で、全国22番目の広さ」「全国平均と比べ、森林面積の割合が大きく、生活や生産活動の主な舞台である平地が乏しい。」「都市と農山漁村が近接し、中山間地域が県土面積の約7割と大きな部分を占めている。」等の記述があるが、全国で上位・下位な事を示すのであれば、上位10都道府県なり当県の上下順位都道府県を表記、国立・国定公園については「等」とせず全て記述した上で場所・範囲を地図明示、「全国平均と比べ」るのであれば数値明示、都市・農山漁村や中山間地域を地図明示すべきと感じる。</p>	<p>については国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、森林面積割合については林野庁ホームページ「都道府県別森林率・人工林率」において公表されております。</p> <p>自然公園に係る記述については、本県の有する良好な自然環境の概念として代表例を示した趣旨であるため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>都市、農山漁村については概念的なものであり、明確な線引きを行うことはできませんが、中山間地域については、県の「中山間地域づくり推進ビジョン」において掲載・公表しております。</p>
2	<p>(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化</p> <p>「全国より速いスピードで人口減少が進行しており」という記述があるが、現状の数値/進行の状況を全国平均と比較可能なグラフ等図示すべきと感じる。</p>	<p>本計画では、本県の現況などを、簡潔かつ明瞭に記載する趣旨から、詳細数値等は記載しておりませんが、総人口の推移等については、県統計分析課ホームページ（「山口県の人口と経済」）でお示ししているほか、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」において公表されております。</p>
3	<p>「近年、相次いで大雨等による被害が発生し、」という記述があるが、直近（10-20年）の県内・近県の自然災害を表記すべきと感じる。</p>	<p>本計画では、本県の現況などを、簡潔かつ明瞭に記載する趣旨から、詳細な内容は記載しておりませんが、山口県の主な気象災害については、本県「消防防災年報」において掲載・公表しております。</p>
4	<p>(P3) (3) 本計画が取り組むべき課題</p> <p>現在把握している状況（県総人口の推移等）は、極力具体的数値を比較しやすいグラフ・地図上図示等で明示すべきと感じる。</p>	<p>本計画では、本県の現況などを、簡潔かつ明瞭に記載する趣旨から、詳細数値等は記載しておりませんが、総人口の推移等については、県統計分析課ホームページ（「山口県の人口と経済」）でお示ししているほか、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」において公表されております。</p>
5	<p>(P4) (ウ 災害に対して脆弱な県土)</p> <p>「本県は、平地が乏しく、地形が錯綜し、急傾斜地や急流の中小河川が多いという地域特性があることから、大雨による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の災害が発生する危険性が高くなっている。」等の記述があるが、各種指定危険地域や県内活断層を地図上図示で明示すべきと感じる。</p>	<p>本計画では、本県の現況などを、簡潔かつ明瞭に記載しておりますが、各種ハザードマップ等については、県ホームページ「防災やまぐち」のお役立ち情報からの関連リンク先で確認できます。</p> <p>また、県内活断層の状況については、「山口県地域防災計画 震災対策編」において、掲載・公表しております。</p>

【2 必要な措置の概要 に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>効果的、計画的に県土を利用していくためには、土地の所有者が分かり、各土地の筆の輪郭が地図上ではっきりしていなければいけないと思う。</p> <p>この計画の中で土地境界の明確化には、地籍調査が極めて重要な取組で、推進するとされていた</p>	<p>本県の地籍調査については、これまでに9市町の調査が終了しています。</p> <p>現在は残る10市において調査を実施していますが、調査の進捗率としては、県全面積の62%となっており、全国平均の51%を上回っており</p>

	が、実際にその重要な地籍調査は山口県は進んでいるのか。	ます。
2	山口県の地籍調査はこれからどうなるのか。	地籍調査は、一筆ごとの丹念な調査を要するため、県内全域の調査終了までには、更に相当の時間を要します。 土地境界の明確化は、適切な県土管理・利用等を行う上で重要であり、今後も、調査が計画的に推進されるよう努めてまいります。
3	(6) 土地利用転換の適正化 「転換後に復元することが困難であること及び影響の大きさに十分留意した上で（中略）適正に行う事とする」「転換途中であっても（中略）速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じる。」 「大規模な土地利用の転換については、その影響が広域に及ぶ」等の記述がある。 森林伐採・海水面埋め立てなどは正に「復元することが困難」な事案となる。計画の推進や各種許可の承認・延長に関しては、行政機関として慎重を期し、「土地利用計画」が明確になってから土地利用変更がなされる対応をお願いする。 例：海面埋立・埋立て理由（埋立て後の土地の利用）が明確・確実になった（建設物の許可が下りた）後の免許承認なり埋立て許可なりの実施。	土地利用の転換については、個別規制法の運用を通じて適切に行ってまいります。
4	(P20) (7) 県土に関する調査の推進 「希少種を始めとする生物の分布情報」についての記述があるが、既に県のレッドデータブックも作成されているもののみまだ調査や各種団体の調査結果の集約が進んでいない、と読み取れる。 自然環境保全・再生は緊急性を要する場合も多々ある。早急な調査・結果集約とその活用（場合によっては土地利用計画の中止・変更）をお願いする。	現在、希少種の分布等の各種情報を集約し、県レッドデータブックの基となるレッドリストの改訂を行っております。 また、いただいた御意見は、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。

【3 土地利用の原則 に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	(P21～) 3 土地利用の原則 「土地利用基本計画図に図示された（中略）五地域ごとに」との記述があるが、「土地利用基本計画図」を本文中または別資料として明示すべきと感じる。	土地利用基本計画は、「計画図」と「計画書」により構成され、計画図については、GISデータにより公表を行っており、最新の計画図については、全国共通の情報提供システムである、「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）（国土交通省）」からご覧いただけます。
2	「なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して適正な土地利用を図るものとする」とあるが、「適正な土地利用」というのは漠然としていると感じる。判断の際には、当素案にも前述	個別規制法の運用を通じて適切に行ってまいります。

	されている「土地利用の変換は転換後に復元することが困難」な点を十分考慮願う。	
3	「自然環境の保全・再生」に類する表現が各所に見られる。自然環境は、本文中にもあった「土地利用の変換は転換後に復元することが困難」な最たるものと考えられる。土地利用については、五地域区分にとらわれることなく「自然環境の保全・再生」に『最大限の配慮』をされる様お願いする。	本県の特長である豊かな自然環境については、国・市町等と連携し、適切に保全・再生が図られるよう努めてまいります。

【その他】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	現時点で「明示必須と思われるも未記述」内容や、不足資料を追加の上で再度県民意見募集すべきと考える。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、実施しているものであり、意見募集の再実施等は考えておりません。
2	当該案件、資料は用語解説を含め30ページほどだが、内容は専門的、且つ県民の生活に直接関係する案件となっていると認識している。また、資料中所々に見受けられる関係「法」も本来確認した上で意見作成すべきと感じる。この様な対応の上で、又他にも同時期に別件のパブリック・コメント（県民意見の募集）もあった中の意見作成、1ヶ月では到底困難と感じた。 今回の意見募集の回答を含めての再意見募集を検討頂けたら幸いである。	意見募集の時期・期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しております。 いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
3	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。 「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。（「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。）	
4	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。（記事の場合は把握している範囲内で）	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（10月21日の中国新聞及び山口新聞に掲載）により広報に努めました。

5	<p>今回の案件を含め、県広報誌や各新聞(山口新聞・中国新聞等)に掲載されております「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>前述意見の御回答が「県の(新聞広告等に関する)条例規則等に従ったもの」の場合、「条例規則等」自体の改正を御検討の程宜しく御願ひ致します。</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、当「県民意見の募集」の広報が十分になされたのか御判断の上明示願ひます。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの御判断(十分・不十分)を明示願ひます。)</p>	<p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めております。</p> <p>また、新聞広告は、「山口県からのお知らせ」又は「突出広告」としており、本パブリック・コメントの実施については、「突出広告」(10月21日の中国新聞及び山口新聞に掲載)により広報しました。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>当件の内容は地域性専門性・市町自治体との関係性の高いものとなっていると考える。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いする。</p>	<p>本計画の作成においては、パブリック・コメントの他、学識経験者や一般言論界の代表者等から構成される山口県国土利用計画審議会や各市町への意見聴取を行っております。</p>